

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

**『進出先国税制及び税務ガバナンスに
係る情報提供セミナー』**

第3回 移転価格税制基礎

2023年 1月

海外展開に際して検討すべき移転価格税制の基礎知識の解説

【目次】

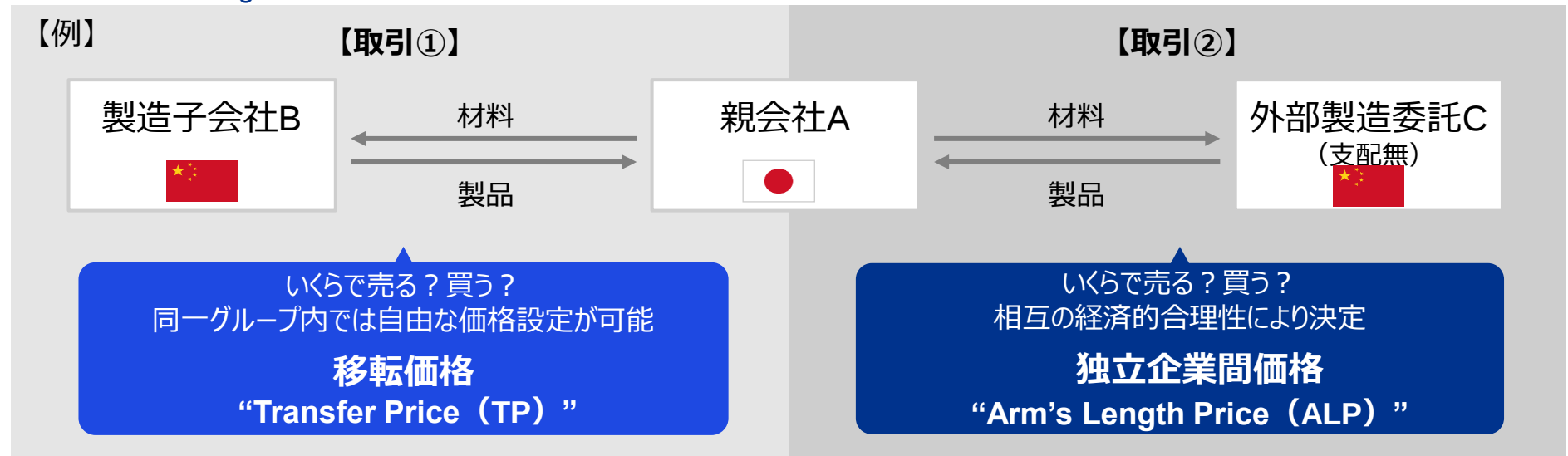
- 1. 移転価格税制および課税の状況 3
- 2. 移転価格リスクへの対応策 13
- 3. BEPSおよび新移転価格文書化制度 20
- 4. 金融取引に係るOECDガイドラインおよび本邦事務運営要領の改正内容 32

01.

移転価格税制および 課税の状況

移転価格税制とは

- ◆ あらゆる関連者間取引を「独立企業間価格」で行うことを定める税制
 - ✓ モノ（有形資産取引）
 - ✓ ロイヤリティ（無形資産取引）
 - ✓ サービス（役務提供取引） 等 *
- ◆ 企業が海外の関連企業との取引価格（移転価格（Transfer Price：TP））をあるべき価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能である。移転価格税制とは、このような海外の関連企業との取引（例えば親子会社間取引）を通じた所得の海外移転を防止するため、当該取引が通常の第三者との取引による取引価格（独立企業間価格：ALP、Arm's Length Price）で行われたものとみなして所得を計算し、差額について課税する制度である



*有形資産取引、無形資産取引、役務提供取引だけでなく、金融取引等にも適用される

独立企業間価格とは

独立企業間価格（措法66条の4第2項）

本邦税制において独立企業間価格とは、国外関連取引に以下のいずれかの移転価格算定方法を適用して算定した金額を言う。

算定方法	通称	摘要
基本三法		
独立価格比準法	CUP法	取引価格を検証
再販売価格基準法	RP法	売上総利益を検証
原価基準法	CP法	
その他の方法		
利益分割法	PS法	合算利益を貢献度等に応じて按分
取引単位営業利益法	TNMM	営業利益を検証
割引現在価値法	DCF法	予想利益の現在価値を検証

基本三法を適用する際には、より厳格な比較可能性を有する比較対象取引を選定する必要があるため、実務上適用困難なケースが多い。したがって、実務上は営業利益ベースでの検証が一般的。

移転価格課税を受けると...

移転価格税制に係るリスク

移転価格調査に伴うリスク	多額の更正所得・ペナルティ／調査対象の増加	- 取引全体に対して課税されるため更正所得は高額になる傾向があった（過去に1,570億円の更正、800億円の追徴を受けた例あり） - 所得の更正額が高額であるため、追加で課される延滞税・加算税等のペナルティについても納税者にとって大きな負担となる。またペナルティについては相互協議の対象外（二重課税の回避が不可） - 近年は、更正対象期間の長期化、中小企業含む調査対象会社の拡大により更正件数が増加するといった傾向にある
	長期間、詳細かつ広範囲な調査	移転価格調査は長期間かつ広範囲であり、また関係者の専門的知識・経験も必要であることから、会社独自での対応は難しく、時間・労力・費用がかかる
	企業イメージへの悪影響	メディアによる「脱税」としての報道
	寄附金課税処理	税務調査の場面において、海外子会社との取引について移転価格課税ではなく、寄附金課税処理するケースが多いため留意が必要（寄附金課税処理の場合は相互協議の対象外）
移転価格課税後のリスク	二重課税、不必要な税金支払い	- 更正所得は他国において課税済みであり、二重課税の解消のために相互協議を要する - 赤字会社であっても税金の支払いが必要となる

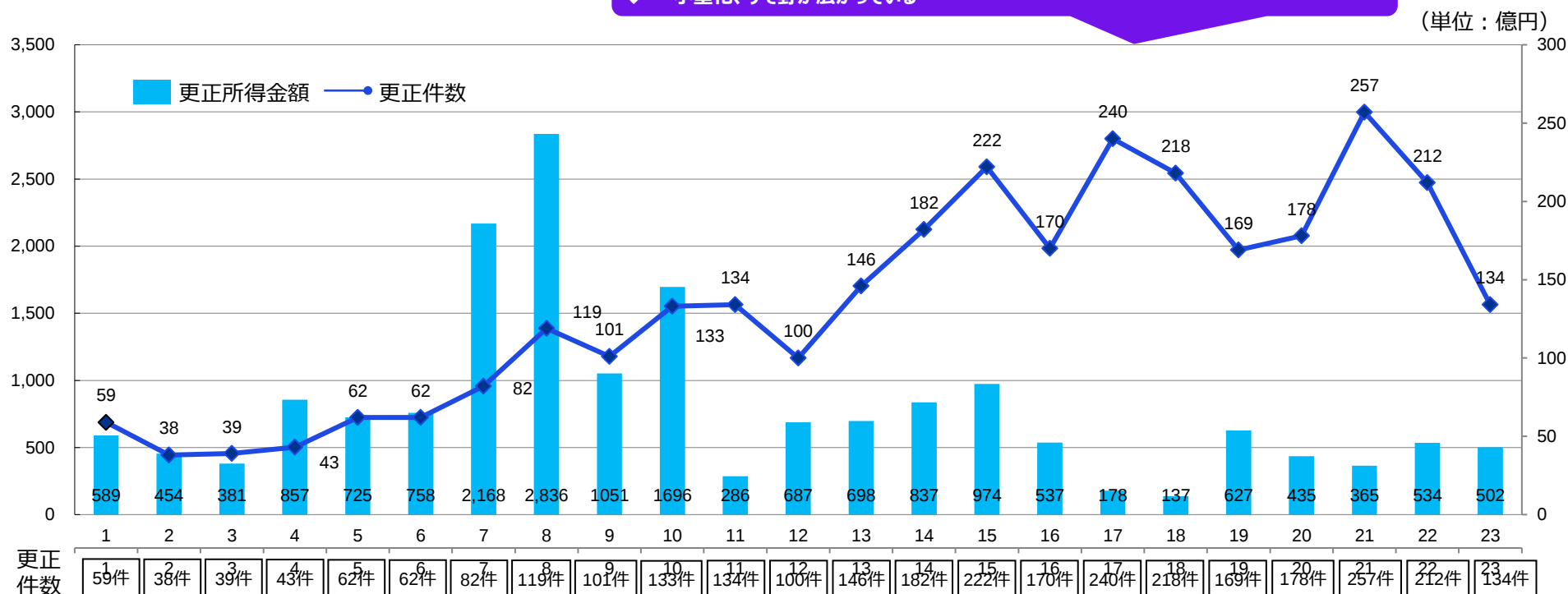
1. 移転価格税制および課税の状況

日本国内の移転価格税制課税状況

日本国内の状況

- 移転価格税制は国税庁の重点課題の一つであり、特にBEPS導入後の調査・課税の状況には注視が必要
- 国際課税専門官の増員や専門部署の設置、職員の研修体制の強化、弁護士や金融専門家の採用等を通じた調査体制の充実度の拡充

- ◆ 大型の移転価格課税事案が減少する一方で、更正件数は高い水準を保っている状況
- ◆ 小型化、すそ野が広がっている



※国税庁公表資料に基づき作成

本邦当局による移転価格課税の最近の傾向

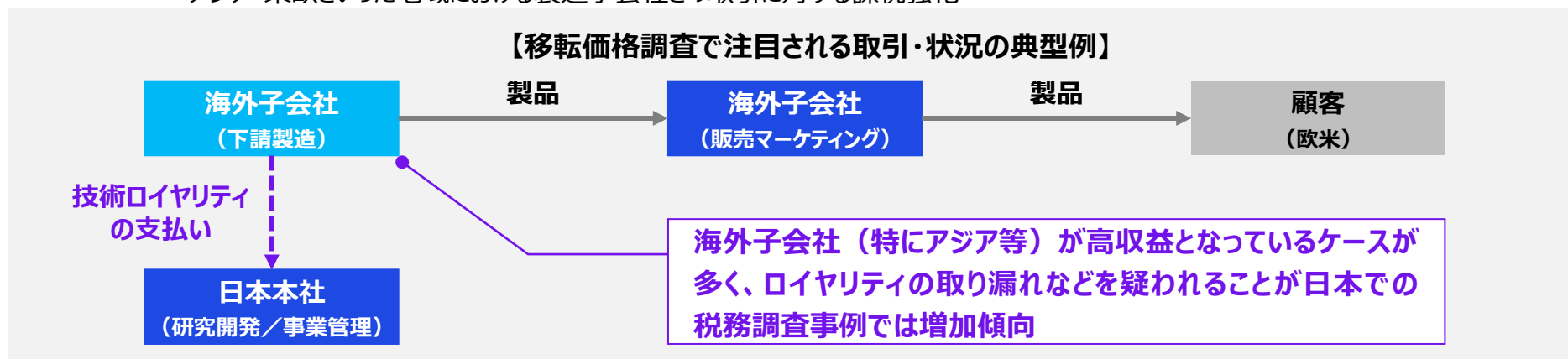
日系企業が直面する最近の税務調査・課税傾向（主に日本国税の観点から）

■ 移転価格課税に係る位置付けの変化

- ・ 一般化・小粒化・短期化と課税のすそ野拡大
- ・ 移転価格対応要員の増加
- ・ 一般調査部における移転価格項目を含む調査
- ・ 企業単位の課税リスクはむしろ増加

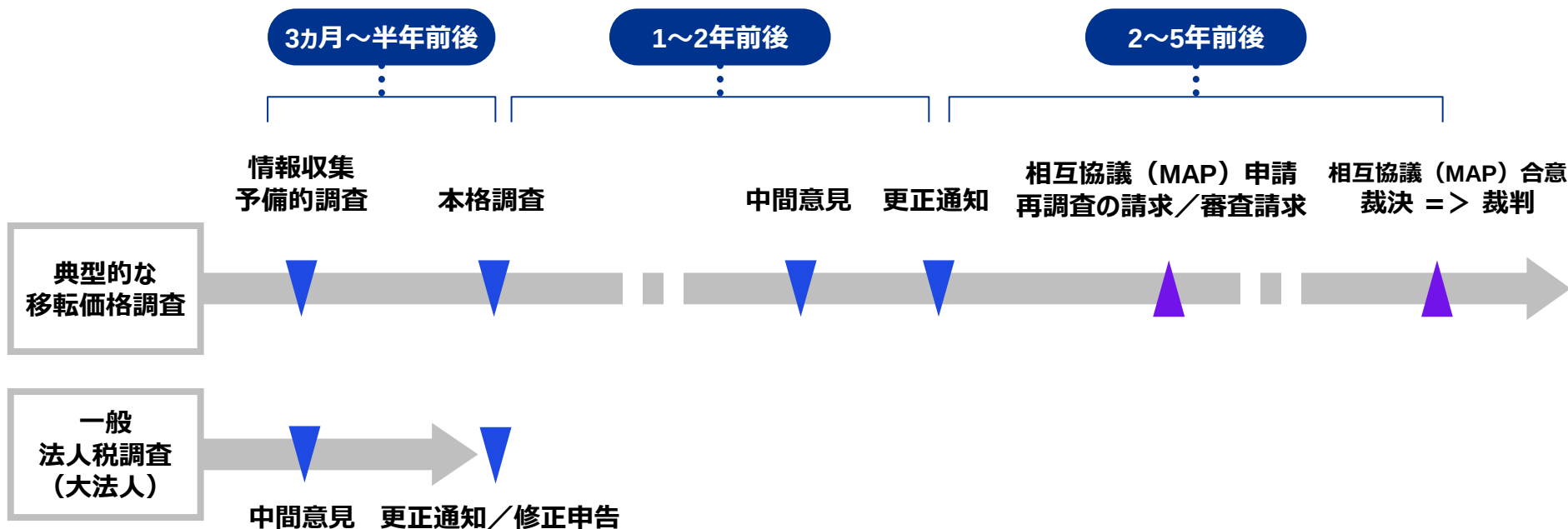
■ ターゲット項目の推移

- ・ 大企業の主要取引に係る事前確認対応の定着
- ・ 無形資産取引（ロイヤリティ）／役務提供取引への移転価格・国際課税強化
- ・ アジア・東欧といった地域における製造子会社との取引に対する課税強化



移転価格調査の特徴

税務調査の一般的な流れ



【移転価格調査の特徴】

- ✓ 通常の法人税調査よりも調査期間が長期にわたる
- ✓ 更正された場合、その後の手続き・二重課税の解消に関してより長い期間を要する傾向がある
- ✓ 近年は一般法人税調査で移転価格課税が行われる事例が増加している

移転価格と国外関連者に対する寄附金

国外関連者に対する寄附金の検討

- 租税特別措置法66の4第1項において「移転価格税制」が規定されており、同条の第3項に「国外関連者に対する寄附金」が規定されている
- 移転価格調査において、次のような事実が認められた場合には、「国外関連者に対する寄附金の損金不算入」の規定の適用があることが明記された

「国外関連者に対する寄附金」

- － 法人が国外関連者に対して資産の販売等を行い、かつ、当該資産の販売に係る収益の計上を行っていない場合において、当該資産の販売等が金銭その他の資産または経済的な**利益の贈与または無償の供与に該当するとき**
 - － 法人が国外関連者から資産の販売等に係る対価の支払いを受ける場合において、当該法人が当該国外関連者から支払いを受けるべき金額のうち当該国外関連者に実質的に資産の**贈与または経済的な利益の無償の供与をしたと認められる金額があるとき**
 - － 法人が国外関連者に資産の販売等に係る対価の支払いを行う場合において、当該法人が当該国外関連者に支払う金額のうち当該国外関連者に金銭その他の資産または経済的な**利益の贈与または無償の供与をしたと認められる金額があるとき**
- 例えば、国外関連者に対して役務提供をしており、その対価を取っていない場合はもちろんのこと、対価が低すぎるとされた場合でも、寄附金として課税を受ける、または修正申告を求められる可能性があり、税務調査では「**移転価格課税**」と「**寄附金課税**」適用に係る境界線は曖昧なものとなっている（当局の裁量が介入する余地がある）
 - 特に、「寄附金課税」により生じた経済的二重課税は、相互協議により排除することが困難であり、留意を要する（相手国の課税当局が移転価格課税の問題と判断した場合には、相互協議の対象となり得る）

移転価格課税後の対応について

二重課税リスク対策の重要性

取引価格（移転価格）と独立企業間価格との差額を増額更正

- 「国際的二重課税^{*1}」が生じた場合、不服申立て・訴訟、相互協議による救済は可能
- しかし、相互協議を通じた二重課税の排除が実質的に困難であることも少なくない（相手国によっては相互協議を通じた交渉が困難であるケースもある）
- 価格設定を変更しないと、後続年度に渡って移転価格の課税リスクを抱えることになりうる

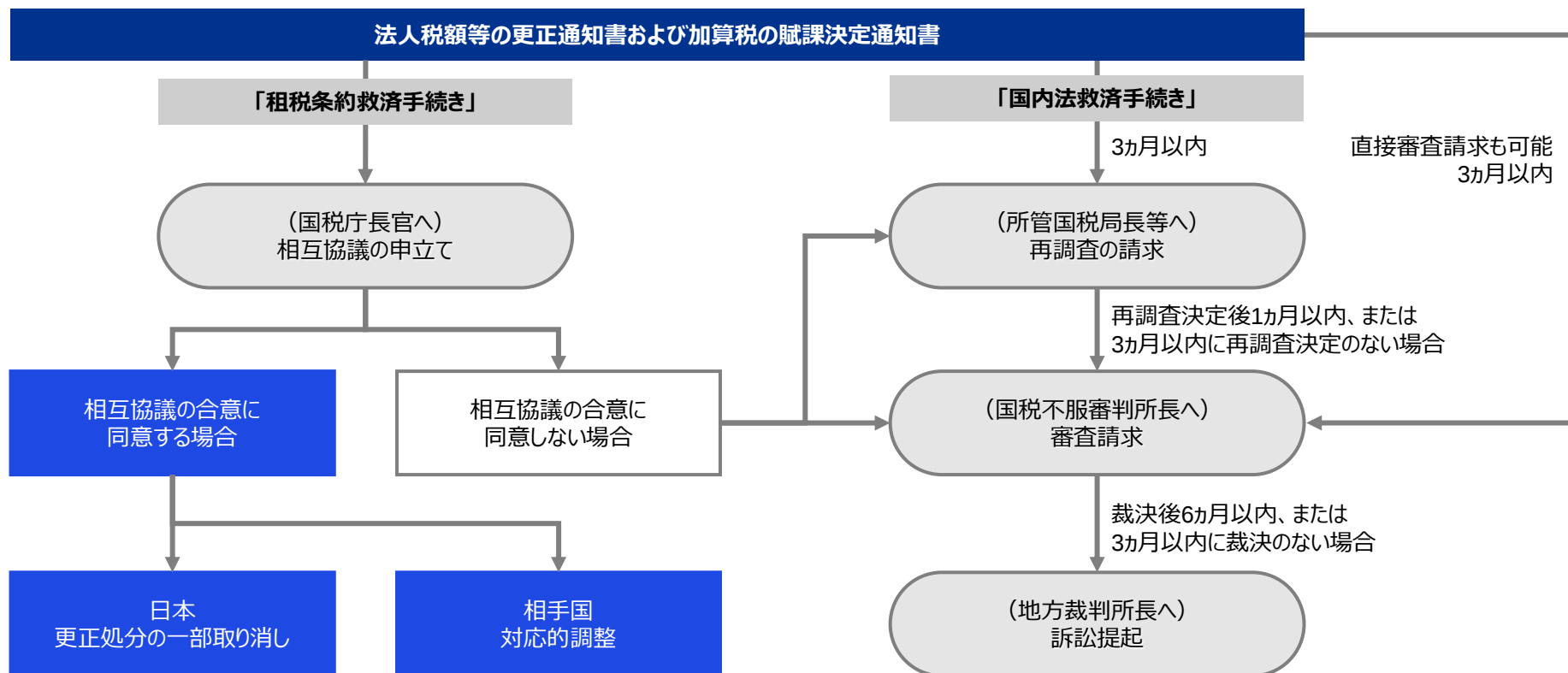
^{*1} 例えば、日本当局から移転価格課税を受けた場合、現状の取引価格にてすでに外国子会社にて現地課税当局に課税されている部分に対して重複して日本当局から課税されることとなる。



**二重課税を事前に防止することが重要であり、
リスク低減のための事前準備が肝要**

相互協議手続き・再調査の請求の手続き

移転価格課税後の救済措置に関する選択肢・プロセス



※ 修正申告の場合は、いずれの選択肢も採用できない。また寄附金課税（9ページ参照）の場合、租税条約に基づく手続き（相互協議）は原則適用されない。

02.

移転価格リスクへの対応策

移転価格リスクに備えるための一般的なアプローチ

移転価格リスク評価	● 分析対象取引に関するビジネスモデル等の事実確認および機能リスク分析の実施 ● 税務当局の視点に基づく移転価格課税リスクの洗い出し
ポリシープランニング	● 事実確認および機能リスク分析の結果に基づく、移転価格課税リスクを最小化するための価格設定および利益配分の考え方に関する基本方針の設定 ● 基本方針を遂行するための実務上の運用ルール設計
移転価格文書化 (ローカルファイル)	● プランニングしたポリシーに基づいて運用した取引結果について検証し、税務当局用の説明資料として備え置く
APAの取得 (事前確認)	● 「リスク金額の大きな取引」や「日本当局と相手国の当局との間で移転価格の評価方法について見解が分かれる可能性の高い取引」等については、状況に応じて、租税条約に基づく相互協議による当局間の事前確認（APA）の取得を目指す

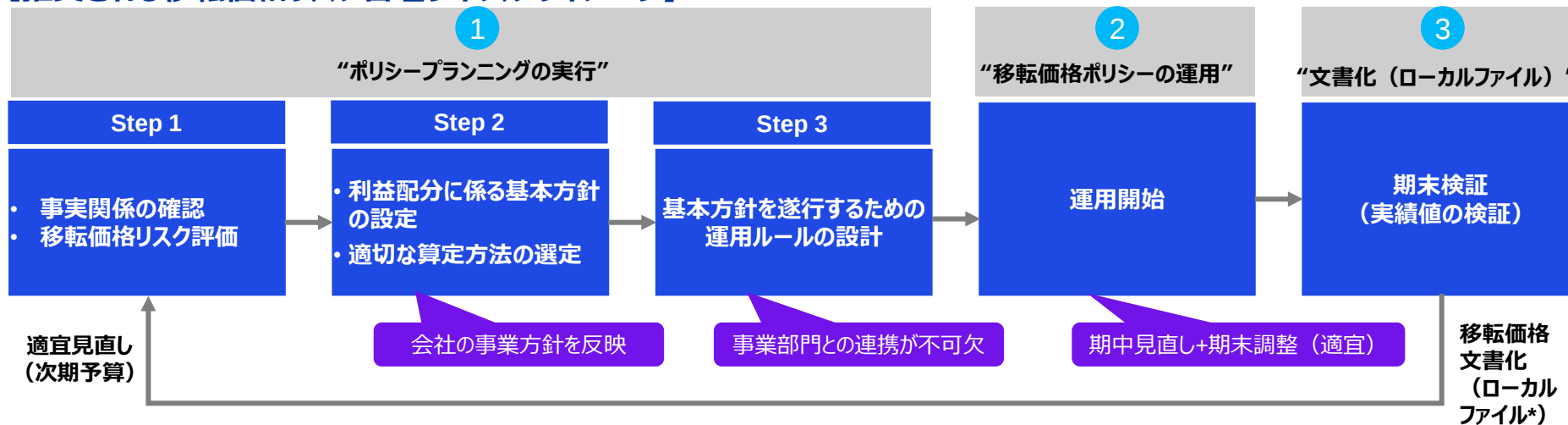
各企業のグループ内取引の状況に応じた最適なアプローチの選択・組み合わせが重要となる

移転価格リスク評価／ポリシープランニングとリスク管理サイクル

移転価格ポリシー = 納税者の移転価格の“今後の”設定方針・運用方法

- ・ 税務・財務部門だけでなく、実際に価格設定を行う事業部門を巻き込んだ実現可能な運用ルールを作成することが肝要
- ・ また、一度設定したルールについて、市場の変化や取引損益の状況に応じ、適時に見直しが必要

【推奨される移転価格リスク管理サイクルのイメージ】



* 移転価格文書（ローカルファイル）とは：“過去の”納税者の移転価格が結果として正しいことを説明するための文書（次ページ参照）

一連の管理サイクルの構築・維持が重要

- ① 各取引の事実関係に基づいて移転価格税制上のリスクを把握し、会社の事業方針と移転価格税制の双方を考慮した価格設定ルールを定める
- ② 当該ルールに基づいて期中の取引価格を運用する（必要に応じて期中に価格改定を実施）
- ③ 期末に取引実績を検証して移転価格文書（ローカルファイル）を作成した後、状況に応じて翌期のポリシーの見直しを検討

ローカルファイルの概要

ローカルファイル

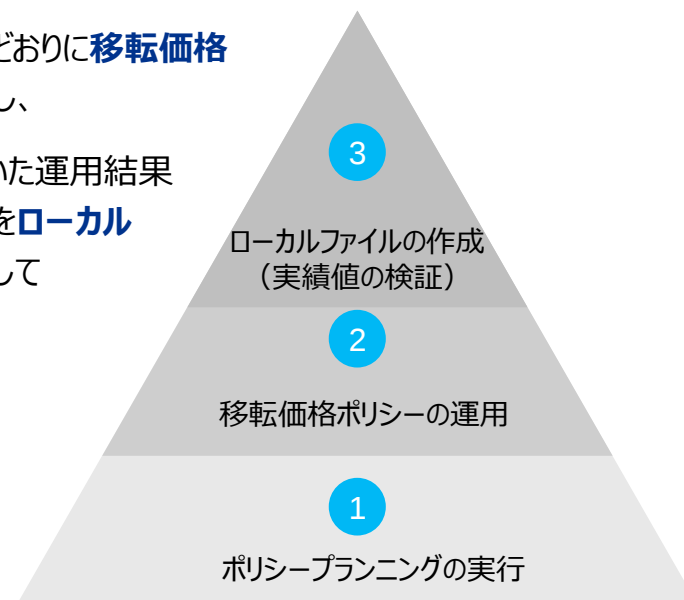
= “過去の”納税者の移転価格が結果として正しいことを説明するための文書

- 関連者間の取引価格が独立企業間価格であることを検証する過程を文書にまとめる
- 税務申告と同時または一定期限内で「文書化」することが義務付けられている国・地域あり
- 文書化を実施しない場合は、更正額の追加／ペナルティ／推定課税が発生
- 事前のポリシープランニングがないままに、事後的な実績サポート資料として後付けで作成しても実効性に欠ける

ローカルファイルとポリシーの関係

理想的なステップとして：

- 1 まず現状分析に基づく**移転価格ポリシープランニング**を行い、
- 2 設定したルールどおりに**移転価格ポリシー**を運用し、
- 3 ポリシーに基づいた運用結果としての実績値を**ローカルファイルで検証**して妥当性を示す



ローカルファイルは事後的な理屈付けのための資料ではなく、

事前のプランニングに基づく移転価格ポリシーの運用結果の妥当性を証明する実績検証資料という位置付けで捉えるべき

税務当局と企業との間の移転価格算定方法等の諸条件に関する事前合意

※ 日本においては行政上の事実行為としての取扱いであり、法律上の制度ではない。行政庁は、事前確認による信義則により拘束される
※ 事前確認（APA）は、二国間APA（Bilateral APA）、一国内APA（Unilateral APA）、多国間APA（Multilateral APA）の類型がある

The diagram shows a transaction flow between two entities: **日本親会社** (Japanese Parent Company) on the left and **米国子会社** (US Subsidiary) on the right. A curved arrow labeled **300M の取引** (300M transaction) connects them. Below the Japanese company, a blue upward arrow with a red 'X' is labeled **課税 売上が過少** (Tax: Sales are too low) and **350M が妥当** (350M is appropriate). Below the US company, a blue upward arrow with a red 'X' is labeled **課税 仕入が過大** (Tax: Purchases are too high) and **250M が妥当** (250M is appropriate). At the bottom, **NTA** (Non-Taxable Area) is associated with the Japanese side and **IRS** (Internal Revenue Service) with the US side, each accompanied by a stack of coins icon.

The diagram illustrates the flow of funds and transactions between two corporate groups:

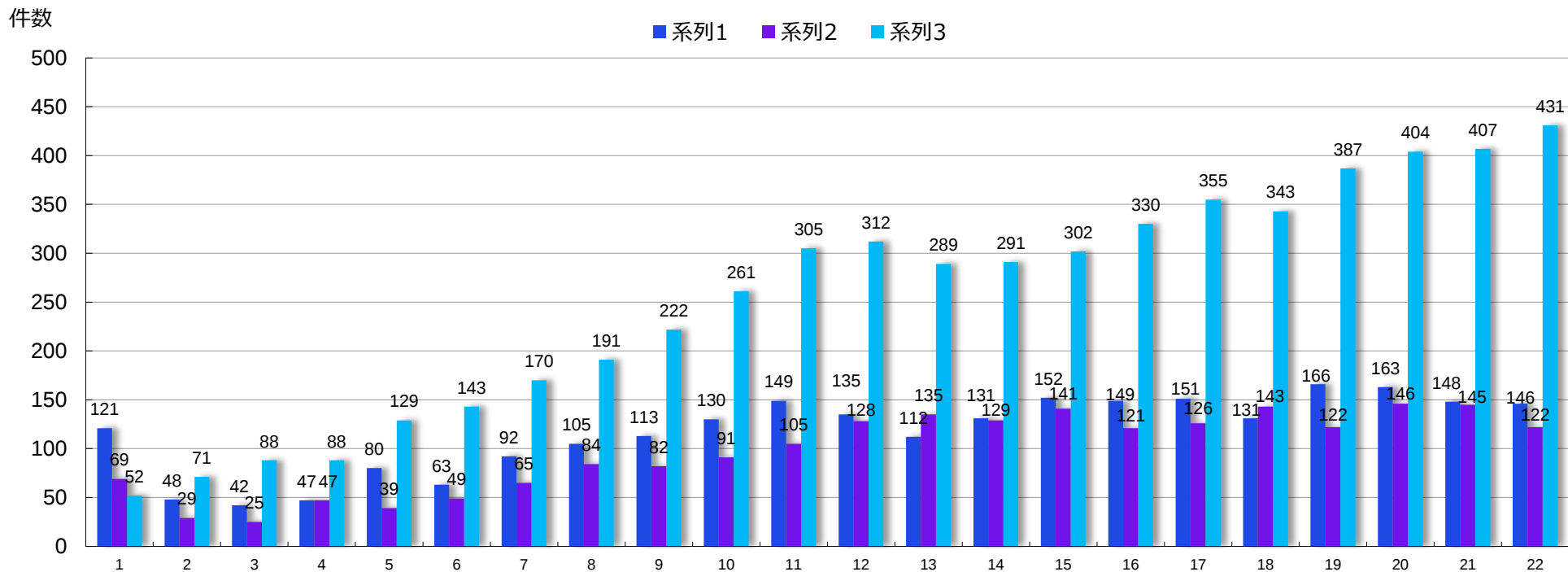
- Top Row (Parent Companies):**
 - 日本親会社 (Japanese Parent Company):** Represented by a blue building icon.
 - 米国子会社 (US Subsidiary):** Represented by a blue factory icon.
- Bottom Row (Tax Entities):**
 - NTA (Non-Taxable Association):** Represented by blue coins.
 - IRS (Internal Revenue Service):** Represented by blue coins.
- Transactions and Agreements:**
 - 300M の取引 (300M Transaction):** A purple curved arrow points from the Japanese Parent Company to the US Subsidiary.
 - 相互協議 (Mutual Agreement):** A blue double-headed arrow connects the NTA and the IRS, with the text "300M が妥当 (300M is appropriate)" below it.
 - APA (Advance Pricing Agreement):** Two blue curved arrows, each labeled "APA", point from the NTA to the Japanese Parent Company and from the IRS to the US Subsidiary.

* 上記の例証は、二国間APA（Bilateral APA）の形式のものである。

二重課税のリスクを排除するとともに将来の移転価格調査を回避することができる

事前確認制度（APA）の動向

事前確認（APA）ならびに相互協議（MAP）の件数推移



近年、事前確認（APA）および相互協議（MAP）の件数は落ち着きつつあるものの、依然として増加傾向にある。
在庫案件が増えていることを受けて、近年のAPAの審査プロセスは短期化の傾向がある。

事前確認制度（APA）のメリット

なぜ 事前確認制度（APA）を検討すべきなのか？

課税リスク の回避

- 課税リスク（取引規模・見解の相違の可能性）が高い取引に対する二重課税リスクの回避
→ APAの枠組みの中で課税されるため、少なくとも一方からの課税は排除可能であり予測可能性が担保される（二重課税によるペナルティ（過少申告加算税等）を含む社外流出も回避可能）
- 複数年度検証により単年度の変動への対応が可能
→ 複数年度の期間を通算して検証を行うため、単年度の損益変動をカバーできる

当局の姿勢

- 移転価格調査と異なり、当局との協力的・建設的な議論が可能
→ 移転価格税務調査の局面では、いずれかの当局に有利な一方的な主張がなされやすい
APAの場合には相手当局との交渉による綱引きが生じるため 一方的な利益配分に偏る可能性が低い

労力 中長期的コスト

- 移転価格文書化（主にローカルファイル）対応に係るコスト、調査と課税後の対応に係るコスト、ならびに二重課税残存リスク（ペナルティ、社外流失等も含む）と比較し、APAは導入初期において工数がかかるものの、ローカルファイルの作成義務が実質的に免除される点、調査と二重課税が完全に回避できる点を考慮すると、中長期的な観点からもAPAに係るコストメリットが大きい

03.

**BEPSおよび新移転価格
文書化制度**

BEPSの全体像

OECD – 税源浸食と利益移転（BEPS）行動計画

プロジェクトの 発足

近年、各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求めているなかで、多国籍企業が国際的な税制の隙間や抜け穴を利用した税源浸食と利益移転により税負担を軽減している問題が顕在化している。

この問題に対応するため、OECD租税委員会は、2012年6月より「税源浸食と利益移転（BEPS：Base Erosion and Profit Shifting）」に有効に対処するためのプロジェクトを立ち上げ、2013年7月19日に「BEPS行動計画」を公表。BEPS行動計画は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議、G20サミットに提出され、日本をはじめとするG20諸国から全面的な支持を得た。

行動計画の実施にあたり、OECD非加盟のG20メンバー8か国（中国、インド、ロシア、アルゼンチン、ブラジル、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ）がOECD加盟国と同様に意見を述べ、意思決定に参加し得る枠組みとして「OECD／G20 BEPSプロジェクト」を設けた。

今日までの 進展

BEPS行動計画において「移転価格文書化の再検討」の論点が含まれており、その検討が進められてきたが、2015年10月に最終報告書が公表された。さらに、2017年7月には2010年より全面改訂されたOECDガイドラインが公表された。日本においても、2016年度の税制改正により移転価格文書化制度が大幅に改正され、マスターファイル、ローカルファイルおよび国別報告書という3冊の移転価格文書から構成される三層構造アプローチが導入された。

なお、2020年には主に金融取引に係る取扱いを記載する形でOECDガイドラインが改訂されている。

※以降、マスターファイルについてはMF、ローカルファイルについてはLFと略称で表記する場合がある。

BEPS行動計画（1 / 2）

行動	概要
1	電子商取引課税 電子商取引により、他国から遠隔で販売・役務提供等の経済活動が可能な状況に対処し、電子商取引に対する直接税・間接税のあり方を検討する報告書を作成。
2	ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果否認 ハイブリッド・ミスマッチ取引とは、二国間での取扱い（例えば法人か組合か）が異なることを利用して、両国の課税を免れる取引。ハイブリッド・ミスマッチ取引の効果を否認するモデル租税条約および国内法の規定を策定。
3	外国子会社合算税制の強化 外国子会社合算税制（一定以下の課税しか受けていない外国子会社への利益移転を防ぐため、外国子会社の利益を親会社の利益に合算して課税）に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準に係る勧告を策定。
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 支払利子等の損金算入を制限する措置の設計に関して、各国が最低限導入すべき国内法の基準に係る勧告を策定。 また、親子会社間等の金融取引に関する移転価格ガイドラインを策定。
5	有害税制への対抗 OECDの定義する「有害税制」について ① 現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき、加盟国の優遇税制を審査。 ② 現在の枠組み（透明性や実質的活動等に焦点）に基づき、OECD非加盟国の関与要請。 ③ 現在の枠組みの改定・追加を検討。
6	租税条約濫用の防止 条約締約国でない第三国の個人・法人等が不当に租税条約の特典を享受する濫用を防止するためのモデル条約規定および国内法に関する勧告を策定。
7	恒久的施設（PE）認定の人為的回避の防止 人為的に恒久的施設の認定を免れることを防止するために、租税条約の恒久的施設（PE：Permanent Establishment）の定義を変更。

BEPS行動計画 (2 / 2)

行動	概要
8	移転価格税制 (①無形資産) 親子会社間等で、特許等の無形資産を移転することで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。 また、価格付けが困難な無形資産の移転に関する特別ルールを策定。
9	移転価格税制 (②リスクと資本) 親子会社間等のリスクの移転または資本の過剰な配分によるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。
10	移転価格税制 (③ほかの租税回避の可能性が高い取引) 非関連者との間では非常に稀にしか発生しない取引や管理報酬の支払いを関与させることで生じるBEPSを防止する国内法に関する移転価格ガイドラインを策定。
11	BEPSの規模や経済的効果の指標を政府からOECDに集約し、分析する方法を策定
12	タックスプランニングの報告義務 タックスプランニングを政府に報告する国内法上の義務規定に関する勧告を策定。
13	移転価格関連の文書化の再検討 移転価格税制の文書化に関する規定を策定。多国籍企業に対して国ごとの所得、経済活動、納税額の配分に関する情報を共通様式に従って各国政府に報告要請。
14	相互協議の効果的実施 国際税務の紛争を国家間の相互協議や仲裁により効果的に解決する方法を策定。
15	多国間協定の開発 BEPS対策措置を効率的に実現させるための多国間協定の開発に関する国際法の課題を分析。

欧米系の企業では規模によらず移転価格文書化が先行しているため、行動計画13（移転価格文書化の再検討）は、日本企業の税務リスクへの影響が大きい。（詳細は次ページ以降参照）

BEPS新移転価格文書の概要

OECD移転価格ガイドラインの第5章「移転価格文書化」の内容が改訂され、三層構造アプローチによる移転価格文書化が導入された

① マスターファイル

親会社が作成

- グループの組織図
- 事業概要
- 保有する無形資産の情報
- グループ内金融活動に関する情報
- グループ全体の財務状況と納税状況

【日本法令における作成義務者】

直前の親会計年度における総収入金額が
1,000億円以上である多国籍企業グループ

③ ローカルファイル

親・子会社が各々作成

- 組織図
- 経営戦略
- 主要な競合他社
- 主要な関連者間取引と取引背景
- 移転価格算定根拠
- 財務諸表

【日本法令における作成義務者（同時文書化対応義務者）】

前事業年度において

- 国外関連者との取引金額（受払いの合計額）が
50億円以上の場合、または
- 無形資産取引が3億円以上の場合

ただし、上記以外の者についても同時文書化の義務はないが、
税務当局から提出が求められ、一定期限内に提出できない
場合には推定課税が課される可能性がある

② 国別報告書

親会社が作成

- 親会社・子会社所在国ごとの多国籍
企業グループの下記情報
 - － 収入・利益・税額・資本金等の
財務情報
 - － 従業員数
 - － 有形資産額
 - － 子会社等の名称および主要事業等

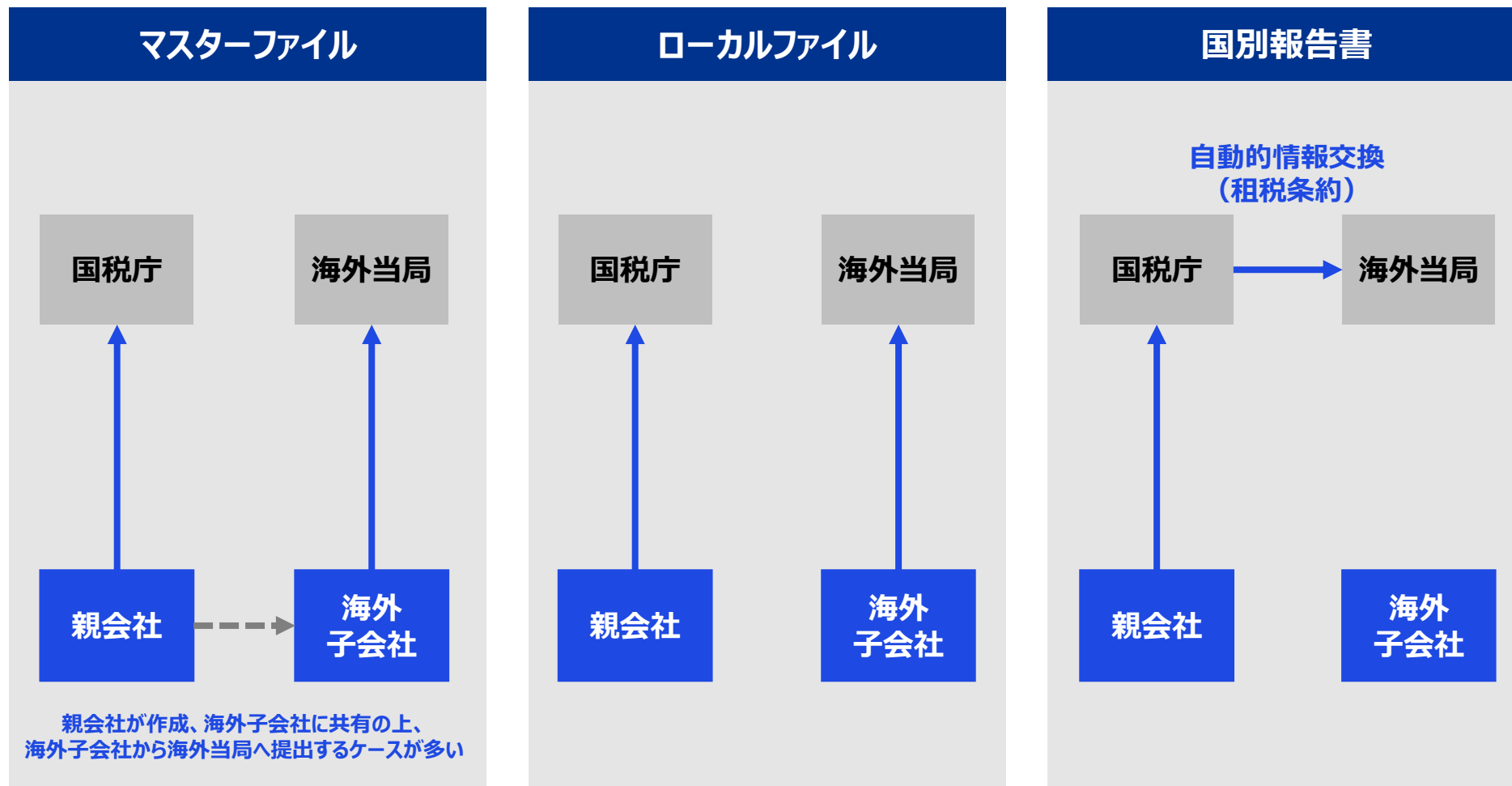
【日本法令における作成義務者】

直前の親会計年度における総収入金額が
1,000億円以上である多国籍企業グループ

- マスターファイル・国別報告書の情報が税務当局間の情報交換
により各国で共有
- 多国籍企業のグローバルな利益配分を各国の税務当局が把握

- 日本においては、中堅・中小企業は③のみの対応となる可能性
が高い。ただし、国外関連者の所在国の規定次第で、①の作成
も必要となる場合がある点に注意

各文書の提出ルート



各文書の整合性確保

	要求される記載事項（例示）	想定される作業	対応上のポイント
 マスターファイル （親会社）	1. 多国籍企業（MNE）の組織ストラクチャー - 法的および所有関係のストラクチャーと事業体の所在地 2. MNEの事業説明 - MNEの事業概要に関する説明 3. MNEの無形資産 - 包括的戦略、重要な無形資産および所有事業体リスト、関連者間契約リスト、移転価格ポリシーの説明、譲渡の説明 4. MNEグループ内金融活動 - 資金調達方法の説明、金融機能を果たす企業の特長、金融取極めに係る移転価格ポリシーの説明 5. MNEの財務状況と納税状況 - 連結財務諸表、APAおよびルーリングのリストおよび説明、相互協議のリストおよび説明	● グループ内取引に関する情報収集、整理 ● 無形資産取引、金融取引を含む重要な関連取引に関する機能・リスク、ポリシーの把握 ● グループ内取引におけるバリュードライバーとなる事項についての詳細分析	● 親会社側での必要情報に関する一元管理の整備 ● 親会社主導によるグループ内ポリシーの整理・拡充 ● ポリシーによる取引の実施
 国別報告書 （親会社）	1. MNEグループの所在地別セグメント情報 - 収入・利益・税額・資本金等の財務情報 - 従業員数 - 有形資産額 - 主要事業 等	● 所在地別情報の正確な把握・整理	● 親会社側での必要情報に関する一元管理方法の整備 ● ポリシーとの整合性の確認 ● 利益配分状況のチェック
 ローカルファイル （親会社）	1. 対象事業体 - 経営ストラクチャー、組織図、所要事務所の所在地、事業再編および無形資産譲渡に関する説明、対象事業体に影響を与えた取引の説明 2. 関連者間取引 - 各関連者間取引の内容、関連者間取引カテゴリごとの取引累計額、取引ごとの機能・リスク分析、取引ごとに選定した移転価格算定方法の選定根拠、検証結果等 3. 財務情報 - 対象事業体の財務諸表、移転価格の検証のために使用された財務情報と切出工程表、比較対象取引の関連財務データのサマリーとその情報源等	● 現地法令に応じた文書の作成 － 事実、機能・リスク分析、ならびに経済分析の実施 － 検証財務データの整理	● マスターファイルと国別報告書との整合性の確保 ● 各社が作成するローカルファイルの内容について矛盾・不整合がないよう、各ファイルの内容を確認 ● 移転価格ポリシーとの整合性の確認

日本における移転価格税制の概要

1. 税務当局の名称	National Tax Agency（NTA）／国税庁
2. 移転価格税制導入時期	1986年4月1日
3. 関連者の定義	① 自己株式または出資を除いた発行済株式数または出資金額の50／100以上の株式または出資を直接または間接に保有する関係にあるもの（措置法第66条の4第1項） ② いわゆる兄弟会社や、役員の兼務関係、取引の依存関係、資金の借入れ・保証関係等により一方の法人が他方の法人の事業方針を実質的に決定できる場合は当該法人が関連者となる（施行令第39条の12第1項）
4. 移転価格調査の時効	7年
5. 独立企業間価格の算定方法	棚卸資産取引：下記算定方法のうち最も適切な方法を選定（措置法第66条の4第2項第1号） ① 独立価格比準法 ② 再販売価格基準法 ③ 原価基準法 ④ 利益分割法 ⑤ 取引単位営業利益法 ⑥ ディスカウント・キャッシュ・フロー法 ⑦ 上記①～⑥に準ずる方法 棚卸資産取引以外の取引：上記①～⑦と同等の方法のうち最も適切な方法を選定する（措置法第66条の4第2項第2号）

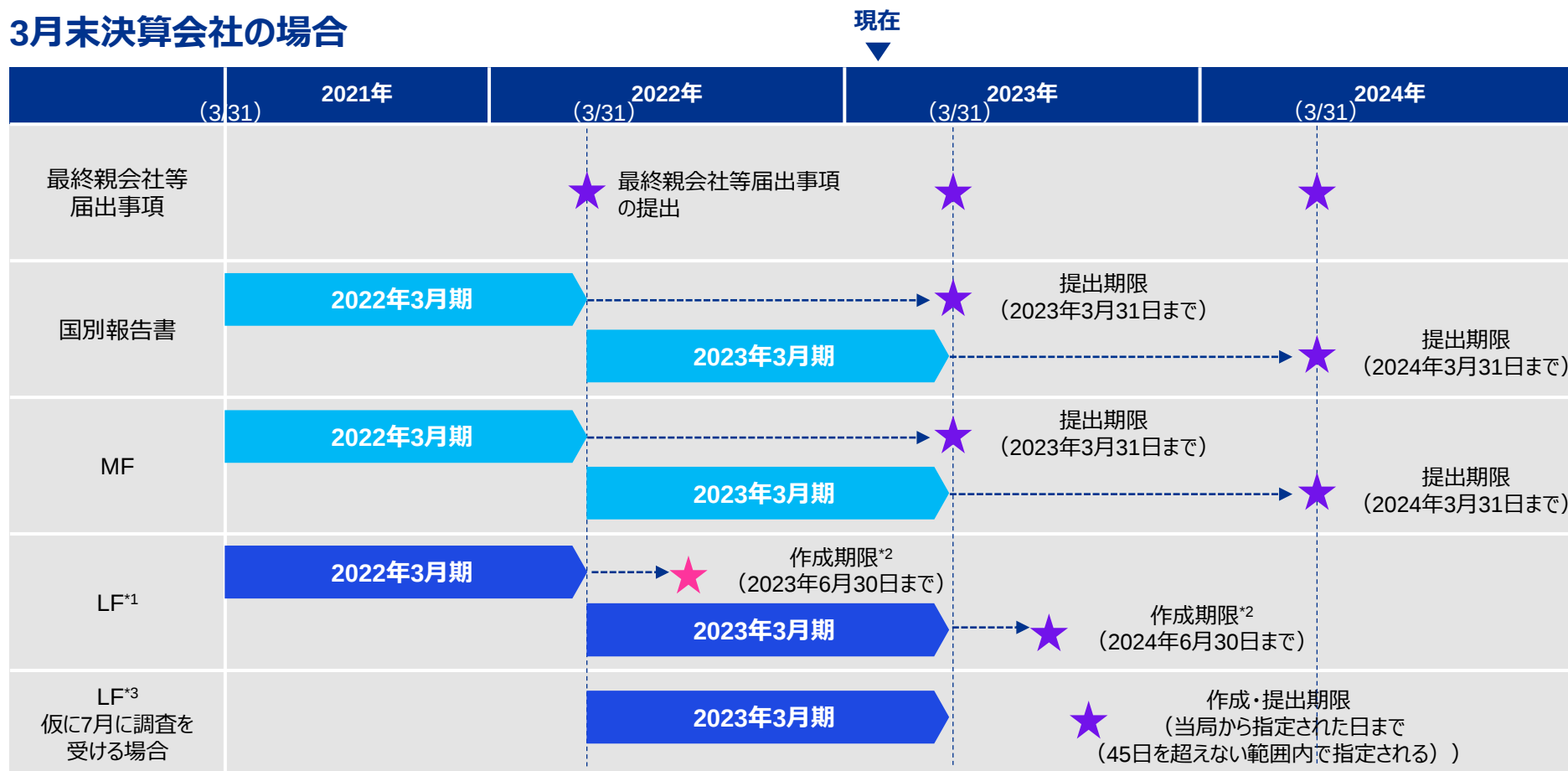
日本におけるLF／MFの概要

ローカルファイルの概要	
1. 作成義務対象者	前事業年度において国外関連者との取引金額（受払いの合計額）が50億円以上の場合または無形資産取引が3億円以上の場合は当該取引について作成を要する（措置法第66条の4第7項）
2. 作成期限	対象会計年度の申告書の提出期限（措置法第66条の4第6項）
3. 提出期限	税務署または国税局職員から提示もしくは提出を求められた場合において、45日を超えない範囲において当該職員が指定する日（租税特別措置法第66条の4第8項）
4. 作成言語	特に規定はなし（ただし、日本語以外の言語で作成されている場合には日本語による翻訳文の提出を依頼される場合がある）（令和2年6月国税庁作成「移転価格税制に係る文書化制度（FAQ）」）
5. その他	推定規定および同業者調査（措置法第66条の4第8項および第11項）
マスターファイルの概要	
1. 作成義務対象者	特定多国籍企業グループ（直前の親会計年度における総収入金額が1,000億円以上である多国籍企業グループ）の構成会社等である内国法人または当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人（措置法第66条の4の5第1項、措置法第66条の4の4第4項3号）
2. 作成／提出期限	各最終親会計年度終了の日の翌日から1年以内（措置法第66条の4の5第1項）

※2023年1月時点の情報に基づく

本邦税制における各文書の対応スケジュール

3月末決算会社の場合



*1 同時文書化義務対象取引に係るLFの作成期限 *2 確定申告期限までのため、グループ通算制度を適用している場合は7月31日までとなる

*3 同時文書化義務免除取引に係るLFの作成／提出期限

各文書における海外対応の留意ポイント（1 / 2）

日本側のローカルファイル vs 海外側の移転価格文書



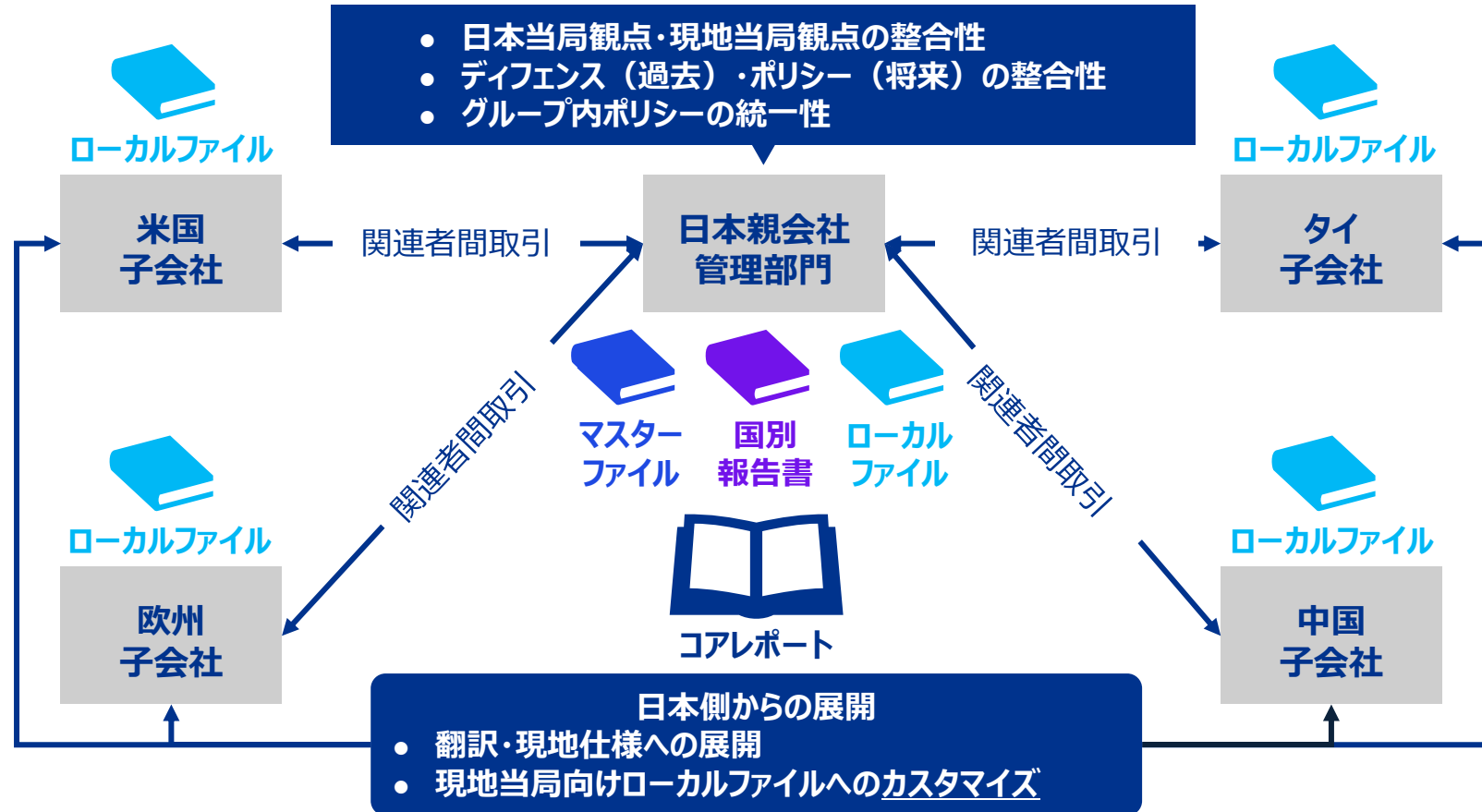
海外グループ会社で作成すべき移転価格文書は、日本側のローカルファイルで代用可？

- 海外子会社が日本の本社以外と取引を行っている場合、（免除要件を満たさない限り）当該関連者取引（つまり海外子会社同士の取引等）も分析対象としなければならない
- 日本側において作成要請がない取引においても海外子会社の所在地国においては作成要請がある場合（現地のみで国外関連者となる場合、免除基準の相違等）には、別途作成する必要がある
- 海外子会社の収益が赤字の場合、日本視点で作成されたローカルファイルの経済分析を代用した場合に現地側の税務調査に耐えられない可能性がある
- 経済分析（ベンチマーク分析）において、海外子会社所在国以外に所在する法人や外資比率が50%以上の現地法人が比較対象会社に入っている場合、税務当局がそのベンチマーク分析を妥当とみなさない場合がある（例えば、タイ）

- 結論としては、日本側のローカルファイルでは不十分（税務調査に耐え得るものとはいえない）
- 海外の実務に合わせて海外子会社の移転価格文書を個別に作成すべきであるが、日本側のローカルファイルの内容と整合性が取れる形での作成が必要

各文書における海外対応の留意ポイント（2 / 2）

現地子会社の移転価格文書の作成例



04.

**金融取引に係るOECD
ガイドラインおよび
本邦事務運営要領の
改正内容**

改正の背景・動向（1 / 2）

【OECDガイドライン改訂の動き】

- ✓ 2020年2月11日、OECDは「金融取引に関する移転価格ガイダンス」の最終報告書を公表した
- ✓ 2022年1月20日に公開された改訂版OECD移転価格ガイドライン（「OECDガイドライン」）では、1章の改訂および10章の新設が行われ、当該最終報告書の内容が反映されている
- ✓ 対象となる取引として、関連者間融資取引以外にも、債務保証取引等の各種金融取引や機能が含まれている

対象となる取引

- 対象となる取引は、企業が行う財務機能の他、関連者間融資取引、債務保証、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、キャプティブ保険等の国外関連取引を含む
- 対象となる取引について、**経済的に重要な特徴を踏まえた比較可能性の詳細な検討**を行うことが要求される。検討にあたり、対象となる取引の詳細な把握、および当該取引の特徴が金融商品の選択・契約条件に及ぼす影響に関する見識が必要とされる
- 金融取引における比較可能性は、金融取引以外で適用される比較可能性と同義であり、OECDガイドラインの第1章で記載されている考え方に基づく

改正の背景・動向（2 / 2）

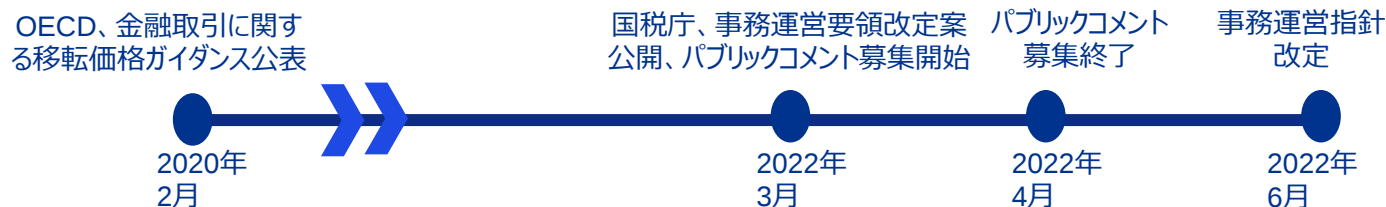
【本邦移転価格事務運営要領改正の動き】

- ✓ 2022年6月10日、国税庁は「移転価格事務運営要領」（事務運営指針）（「新指針」）および「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」（「参考事例集」）の改正を行った

改定ポイント	概要
【新指針3-7】金融取引の調査における取扱い	関連者間融資取引、債務保証取引およびその他金融取引に関連して行われた財務上の活動について調査を行う場合の留意事項が明確化
【新指針3-8】金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項	金融取引に係る独立企業間価格を算定する際の留意事項が明確化
その他：参考事例集の改訂	関連者間融資取引（事例4 前提条件2）の改訂、債務保証取引（事例4 前提条件3）ならびにキャッシュプーリング（事例7 前提条件4）の追加

- ✓ 新指針は、法人の2022年7月1日以降に開始する事業年度分の税務調査または事前確認審査について適用される。（3月期決算法人の場合、2024年3月期から適用）

【金融取引に関する事務運営指針改定までの経緯】



改正のポイント（1 / 3）

【OECDガイドラインにおける改正のポイント】

- ✓ 今回の改正は関連者間融資取引、債務保証、キャッシュプーリング、ヘッジ取引、キャプティブ保険等各種金融取引が対象となるが、以下では、特に関心が高いと考えられる関連者間融資取引について改正のポイントを解説する
- ✓ OECDガイドラインでは、比較可能性の詳細な検討が要求されている。特に、借手の信用力は金利を決定する主要な要素の一つであるとされてきたインディケーション*に関し、信用力に関しては借手の信用格付を考慮すべきとしている
- ✓ 信用格付を推計し、借手の想定調達金利を算定する方法は有効な手段である。しかしながら、公開されている財務分析ツールを利用した簡易的な算定結果を単純に引用することの有効性に対する懸念もある
- ✓ 企業グループに所属することによる効果（“Implicit Support”、“Potential Group Support”、「付随的な便益」）についても、考慮の余地があり得る
- ✓ 借手の信用力はもちろんであるが、貸付利率設定の際には、金利その他契約条件・条項や保証、手数料等の各要素についても考慮することが求められる。したがって、情報の非対称性についても配慮しつつ、貸手・借手の両者からの検討を行うことが重要である
- ✓ 設定された利率が、独立企業間価格（利率）であることを示す上で、銀行等からのインディケーション*だけでは証拠としては十分とは言えない

* インディケーションに関し、OECDガイドライン10.108は「このようなアプローチは、実際の取引の比較に基づくものではないため、比較可能性に基づく独立企業原則からの逸脱を意味する可能性がある」と付記している。

● 比較可能性や取引条件等を十分に考慮し、特に借手の信用力や調達条件を踏まえた利率設定を検討することが重要。
インディケーションのみでは十分な参照データとはならない可能性が高い

改正のポイント（2 / 3）

【新指針における改正のポイント】（1/2）

関連者間融資取引の独立企業間価格を検討する際の留意事項を記載した新指針3-8（1）～（5）について、略記して引用の上、解説する。新指針は、以下に留意し“最も適切な方法”により独立企業間価格を検討すべきとしている。

【新指針3-8（1）】比較対象取引を現実に行われる取引のなかから見出すことが困難な場合で、金融市場における利率や、実際の取引に依拠した客観的な指標（「市場金利」）で比較可能性を担保できる場合は、それらを用いて想定した取引を比較対象取引とすることができる。

＜KPMG解説＞前半では、比較対象取引を現実に行われる取引から見出すことの検討が想定されており、内部CUP法の適用がまず検討される。他方、後半では当該方法の適用が困難な場合として、金融市場において現実に行われる比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にある取引における金利を参照する方法について述べられている。

【新指針3-8（2）】取引当事者に係る信用力の比較可能性を検討する場合、信用格付等を用いることができる。

（注）1 取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付随的な便益（「付随的便益」）が生じている場合があるが、当該付随的便益自体に対価が発生するものではないことに留意する。

（注）2 国外関連者が企業グループに属していないとした場合の単独の信用格付等を基に判断するのではなく、付随的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付等を基に判断することに留意する。

＜KPMG解説＞企業グループに属していることのみによって信用格付が改善した場合には、改善された信用格付を基に比較可能性の検討を行うべきこと、ならびにその信用格付改善効果自体は、付随的な便益とみなされるため、グループ内役務提供における考え方と同様に、付随的便益に対する対価（利率）の上乗せは必ずしも必要ないと考えられる。

改正のポイント（3 / 3）

【新指針における改正のポイント】（2 / 2）

【新指針3-8（3）】関連者間融資取引に係る**リスク管理能力または意思決定機能を持たない貸手**に対して対価を払う場合、信用リスクに起因して発生する利率（「スプレッド」）がゼロ付近の市場金利（「リスクフリー利率」）を用いて想定した取引を比較対象取引と出来る。

＜KPMG解説＞ 貸手が重要な機能を有さない場合には、リスクフリー利率をベースとして比較対象取引を検討し得る。なお、リスクフリー利率の例として、銀行間取引金利・金利スワップレート・国債の利回り等が挙げられている。

【新指針3-8（4）】リスクフリー利率にスプレッドを加算した利率等を用いて想定した取引を比較対象取引として用いることができる。

＜KPMG解説＞ 3-8（3）に該当しない場合には、リスクフリー利率にスプレッドを加算する方法で算出した取引を比較対象取引として参照し得る（従来から用いられている方法）。借手等の信用力に応じた適切なスプレッド水準の算定がポイント。

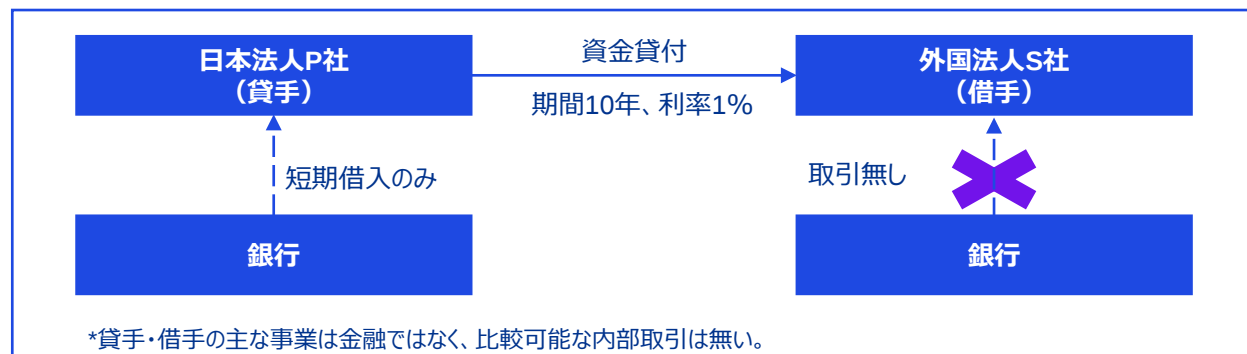
【新指針3-8（5）】非関連者である銀行等に照会して取得した見積り上の利率またはスプレッドのように**現実に行われる取引に依拠しない指標（インディケーション）は、市場金利に該当しない**（ただし上記の方法で国外関連取引に係る価格を算定している場合であっても、その事実のみをもって措置法第66条の4第1項で示す移転価格課税の対象になるわけではない）。

＜KPMG解説＞ OECD移転価格ガイドラインと同様に、現実的な条件に即したサンプルであるかが不透明であるため、インディケーションのみでは証拠として十分ではない旨を説明している。

参考事例集の改訂ポイント

【参考事例集の改訂ポイント – 事例4 前提条件2】

関連者間融資取引に係る参考事例集の改訂ポイントについて以下のとおり解説する。



前提事実

- ◆ S社は金融機関との取引を行っておらず、P社も期間1年以内の短期運転資金の借入（比較可能性を有さない）以外に金融機関との取引はない
- ◆ 両者とも、当該金融機関以外の非関連者と、金銭貸借取引は行っていない
- ◆ P社の信用格付はA、S社の信用格付はB

改訂ポイント

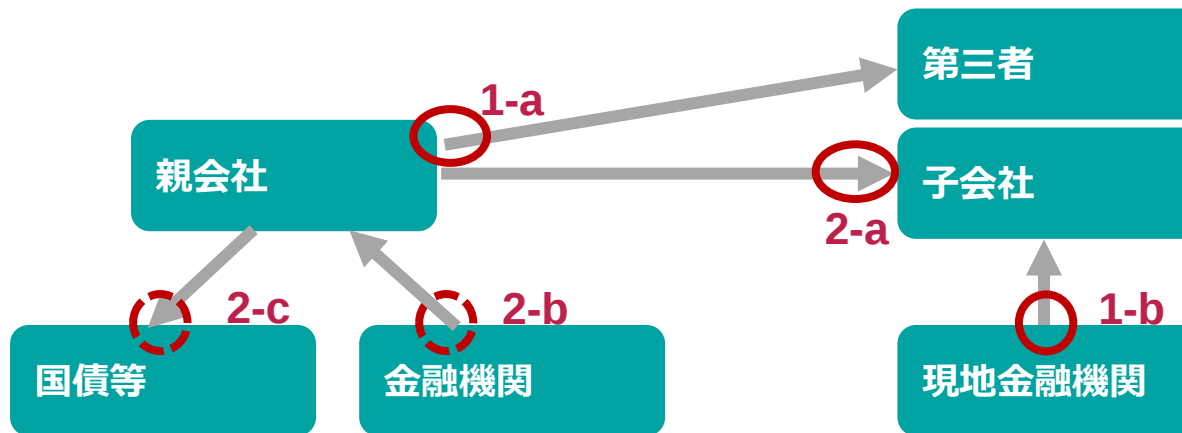
利用可能な内部比較対象取引が無い場合でも、借手の信用力（格付）に着目し、同等の信用力を有する法人が同様の条件で借入等を行う場合の取引条件を参照して検討することが例示されている。事例では、公開データベースより、S社所在国における信用格付Bの法人による平均借入金利を参照し、独立企業間金利は3%と算定されている。また、銀行が提示したインディケーションのみを基に対価算定することは不適切としている。

<KPMG解説> 借手の外部からの借入実績、または貸手の外部に対する貸付実績等に基づいて金利水準を検討する方法（内部CUT法）が優先的に検討されるのは従来どおりであるが、新指針では、借手の信用力を推計し、その推計結果に基づき金融市場の取引データ等から同等の信用力を有すると想定される市場金利を参照し、独立企業間における適切な金利水準を検討することも提示されている（いわゆる外部CUT法）。こうした考え方は合理的ではあるものの、同等の信用力を有するかどうか、同等の取引条件が否か、同等の信用力であったとしても適用利率には差があり得るのではないかといった観点からも精査が必要。適用や検証に際しては条件の差異・あり得る利率の幅なども勘案して慎重に検討すべき。

実務上の対応のポイント

【まとめ】

新指針では関連者間融資取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合、比較可能性を検討し、**最も適切な価格算定方法**を用いて対価（金利）を決定する。



- ✓ 1-a/1-b: 現実に行われる第三者との比較可能な取引における金利を参照する方法 【新指針3-8(1)】
- ✓ 2: 金融市場において現実に行われる、比較可能性に影響を与える要素が同様の状況にある取引における金利を参照する方法
 - a 借手と信用格付等が類似する法人に想定される借入金利を参照する方法（原則） 【新指針3-8(1)】
 - b 貸手と信用格付等が類似する法人に想定される借入金利を参照する方法 【参考事例集 事例4前提条件2 解説3】
（借手と貸手の信用力が大きく異ならないと認められる場合に、貸手の信用格付等を代替的に用いることができる。）
 - c 銀行間取引金利・金利スワップレート・国債の利回り等、スプレッドがゼロ付近のリスクフリー利率 【新指針3-8(3)】
（貸手が、リスク管理能力又は意思決定機能を持たない単に資金の提供だけを行う存在である場合に、適用され得る。）

実務上の対応のポイント

【実務上の対応のポイント】

- ✓ 今回の日本の新指針・OECDガイドラインで示された考え方はこれまでの実務上の運用を明確化した側面もあるものの、改めて自社が採用している関連者間融資取引に係る金利設定方法・ポリシーに妥当性があるかを確認することが推奨される
- ✓ 新たな事務運営指針は、実質的に2023年度（令和5年度）以降の事業年度から適用されるため、特に今後実施する関連者間の金融取引に関しては、当てはめるべき金利設定方法・ポリシーが適切かどうか、取引実施時点で慎重に検討されたい
- ✓ 今後の税務調査では、税務当局による関連者間融資取引への注目度の向上が見込まれることから、事実関係概要や設定の考え方を纏めた資料ならびに検討時のエビデンス等を整備する、すなわち移転価格ポリシーや移転価格文書を整備しておくことが推奨される
- ✓ 現行の価格設定方針・ポリシーが何らかの点で新指針等の考え方に即していない場合（例：インディケーションに単純に準拠している、根拠なく貸手の信用力に即した金利水準や国債利回り等を用いている、等）、新指針等で示されたアプローチに基づく再検討が推奨される

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部で記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.